

令和7年度2号・3号の保育認定を受けた子どもの 利用者負担額（保育料）について（お知らせ）

日頃は、保育施設等の運営にご協力いただきありがとうございます。令和7年度2号認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）は無料です。令和7年度3号の保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）は次のとおりです。ただし、年度途中で満3歳を迎え、3号から2号認定に切り替わっても、年度内の保育料は満3歳未満の保育料のままです。

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担額（月額）（単位：円）

階層区分		3号 （満3歳未満保育認定子ども）	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B1	市民税非課税世帯（母子等）	0	0
B2	市民税非課税世帯（その他）	0	0
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等） ※3	5,300	5,300
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他） ※2	13,200	13,100
D1	市民税所得割課税額 ※2 64,700円未満 ※3	21,000	20,800
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満 ※3	22,300	22,100
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	23,700	23,400
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	34,300	33,900
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	36,100	35,700
D6	市民税所得割課税額 213,000円未満	49,500	48,600
D7	市民税所得割課税額 257,000円未満	52,200	51,500
D8	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,900	54,100
D9	市民税所得割課税額 397,000円未満	65,500	64,600
D10	市民税所得割課税額 397,000円以上	76,100	75,100

※1 保育料の年齢による区分は、令和7年3月31日における年齢を基準として決定します。

※2 年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）の多子世帯は、子の年齢に関係なく第2子を半額、第3子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

※3 約360万円未満相当（市民税所得割額が77,101円未満）の要保護世帯等（ひとり親・障害者がいる世帯等）につきましては、第1子が0～2歳クラスの場合は5,300円、第2子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

[保育料の決定について]

● 幼児教育・保育の無償化に伴い、次の児童の保育料は無料です。

- ・ 3～5歳児クラスの児童
- ・ 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童

※ ただし、給食費（主食費・副食費）の負担はあります（年収360万円未満相当世帯等は副食費が免除となります）。具体的な料金は、各保育施設等に直接お問い合わせください。加えて、保育材料費や遠足代等の実費がかかる保育施設等があります

- 保育料の決定は年2回です。
 - ・ 令和7年4月～8月分の保育料…令和6年度市民税所得割課税額に基づき決定
 - ・ 令和7年9月～令和8年3月分の保育料…令和7年度市民税所得割課税額に基づき決定
- 保育料は、市民税所得割課税額（保護者の所得割額の合算）を基に決定します。
- 保育料は税額控除（寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の市民税所得割課税額で算定します。
- 保護者の年収が合計103万円未満の世帯で祖父母や曾祖父母等（以下、祖父母等）と同居している場合は、原則として、祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の保護者と家計の主宰者の市民税所得割課税額を合計して保育料を決定します。ただし、保護者の年収が103万円以上の場合は保護者のみで決定します。（※4）

※4 祖父母等と同居の場合

状況	保育料の決め方
保護者の年収が合計103万円以上	保護者のみの市民税所得割課税額で保育料を決定
保護者の年収が合計103万円未満	家計の最多所得者の市民税所得割課税額＋保護者の市民税所得割課税額で保育料を決定

世帯分離していても、同居していればこの表を適用します。

保護者の年収には、給与収入の他、児童手当、児童扶養手当等を収入算定対象とします。

- 「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。（※5）

※5

保育必要量	事由	最大利用可能時間
保育標準時間	月120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧、求職活動	11時間
保育短時間	月64時間以上120時間未満の就労、育児休業中の継続入所	8時間

疾病・障害、介護・看護及び就学の場合は状況に応じて保育の必要量を認定します。

- 確定申告や市民税申告は、期限内に必ず申告してください。未申告の場合、保育料を決定するための税情報がありませんので、「D10（最高）階層」で決定することになります。ただし、年度途中に申告等をされますと、保育料を改めて算定しますので、速やかに当担当課へ連絡ください。

[ご注意ください]

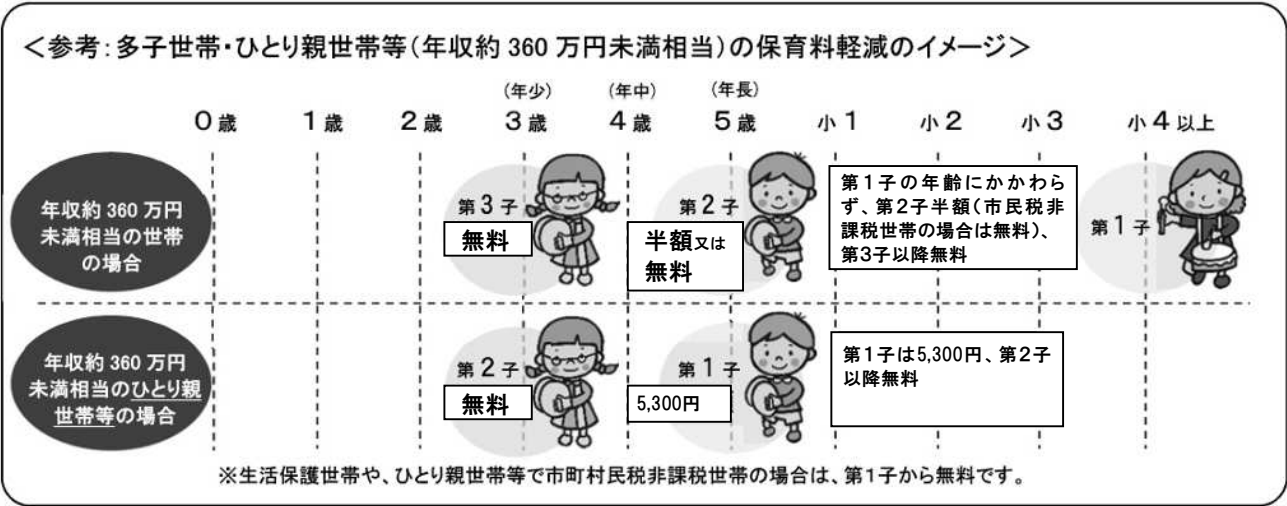
市民税所得割課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。結婚・離婚などの世帯員の増減や生活保護の開始・廃止、障害者手帳等の交付・返還が生じたときは、保育料が変更となる場合がありますので、当担当課へ連絡をください。

[0～2歳児クラスの児童を対象とした保育料軽減について]

年収360万円未満相当の世帯の場合

年収約360万円未満相当の世帯で生計を一にするお子様がいる場合、子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料（市民税非課税世帯の場合は第2子以降無料）となります。また、年収約360万円未満相当の要保護世帯等（ひとり親世帯・障害者がいる世帯等）の場合は、第1子の保育料が5,300円、第2子以降の保育料が無料となります。

生活保護世帯や市民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。



年収360万円以上相当の世帯の場合

同一世帯に認可の保育所、幼稚園（※6）、認定こども園（※6）、地域型保育事業（小規模保育事業）等（※7）、認可外保育施設（※8）を利用しているお子様が2人以上いる場合、年齢の高い順番に数えて、2人目の保育料は半額に、3人目以降の保育料は無料となります。

※6 未就園児向けのクラス（プレ幼稚園・プレ保育・プレスクール等）は対象外。

※7 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（旧の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童デイサービス）、企業主導型保育事業

※8 市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設。認可保育施設等の利用申込みの結果、利用保留となり（育児休業の延長を許容できるため、利用調整において減点している場合を除く）、やむを得ず利用している場合に限る。

（事例 1）

（事例 2）

（事例 3）

年齢順位 入所先	保育料	年齢順位 入所先	保育料	年齢順位 入所先	保育料
1番目 保育所 ※3歳児クラス以上の場合	全額 → 無料	1番目 幼稚園等	無償化	1番目 幼稚園等	無償化
2番目 保育所	半額	2番目 保育所 ※3歳児クラス以上の場合	半額 → 無料	2番目 企業主導型	— ※施設が決定
3番目以降 保育所	無料	3番目以降 保育所	無料	3番目以降 保育所	無料

○ 年収360万円未満相当の世帯とは、市民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の世帯、要保護世帯等においては、市民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯です。

[長期欠席等による保育料の軽減について]

入所している児童の傷病または保護者の傷病により、

(1) ひと月のうち連続して15日以上欠席した場合はその月

(2) (1)を除き、月をまたいで15日以上連続して欠席した場合は、欠席した日数が15日に到達した日の属する月

の保育料が、保護者の申請に基づき半額（10円未満の端数は切り捨て）になります。

なお、その月中1日も登園できなかった場合も全額免除にはなりません。また、きょうだいの傷病は対象外です。（当該年度中に、申請書と診断書【15日以上欠席する必要があると分かるもの】の提出が必要です。）

[保育料の納付について]

保育所・保育園をご利用の保護者の方

○ 口座振替をご利用ください。

○ 納期限は、毎月末日です。金融機関休業日の場合は翌営業日になります。

なお、口座振替の手続きが完了するまでは、納付書を郵送します。

○ 保育料を滞納されますと延滞金が発生したり、地方税の滞納処分の例により、勤務先や金融機関などに対する調査を行い、事前の予告なく財産の差し押さえを行うことがあります。

必ず納期限までにお納めください。

○ 納付が困難な場合は、一定の手続きにより分割納付も可能ですので、ご相談ください。

（納付書による納付場所・方法）

銀行	三井住友・池田泉州・四国・阿波・みなと・京都・山陰合同
金庫	尼崎信用・大阪信用・播州信用・北おおさか信用・近畿労働
信用組合	兵庫県・兵庫県医療・兵庫ひまわり・近畿産業
農協	兵庫六甲
ゆうちょ銀行・郵便局	兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県
コンビニエンスストア	セブン・イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、MMK設置店
スマートフォン決済	PayPay、モバイルレジ、au Pay、d払い、J-Coin、楽天ペイ
尼崎市役所	本庁・サービスセンター（土・日・祝・年末年始除く）

（注意事項）

※コンビニエンスストアでの納付、スマートフォン決済は、納期限を過ぎた場合、バーコードの印字がない、読み取れない、金額を訂正した場合は利用できません。

※スマートフォン決済は、ご利用される各サービスのアプリで納付書のバーコードをスキャンしてください。

※スマートフォン決済を利用されますと領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口にてご納付ください。

認定こども園・小規模保育事業所をご利用中の保護者の方

各施設へ直接お支払いください。お支払い方法については、施設へご確認ください。

《問い合わせ先》 尼崎市こども青少年局 こども入所支援担当

（TEL） 保育料の決定に関すること 06-6489-6369

保育料の納付に関すること 06-6489-6370

（FAX） 06-6489-6467